

# 年会費・退会・休会細則

一般社団法人日本ソムリエ協会

## <年会費>

- ・年会費は前年の年末（12月末日）までに納入すること。
- ・年会費の納入が前年の年末（12月末日）までに確認できない場合は、以後機関誌をはじめとする例会・分科会セミナー等の案内の送付を停止する。年会費の入金が確認出来次第、発送を再開する。
- ・年会費を納入しなければ、あらゆる会員特典（例会・分科会セミナーへの参加、機関誌の送付、会員価格での物品購入 等）を受けることが出来ない。
- ・事前に年会費の納入がなく例会・分科会セミナーに参加する場合は、当日に年会費を納入していただくこととする。
- ・年会費を2年以上滞納した場合、会員の資格を喪失し、以後協会に再入会することは出来ない。

## <退会>

- ・退会は、所定の届書に必要事項を記入し、協会宛てに提出しなければならない。
- ・電話による退会連絡は正式な退会とはみなさない。**必ず届書の提出をすること。**
- ・退会の届出は、前年の年末（12月末日）までに提出しなくてはならない。
- ・年会費を2年以上滞納した場合、会員の資格喪失（定款第3章第10条1項）による退会とし、以後協会に再入会することは出来ない。

## <休会>

- ・休会は、所定の届書に必要事項を記入し、協会宛てに提出しなければならない。
- ・電話による休会連絡は正式な休会とはみなさない。**必ず届書の提出をすること。**
- ・休会の届出は、前年の年末（12月末日）までに提出しなくてはならない。
- ・休会期限は原則1年間のみ（1月～12月）とし、新年度（1月）には自動的に復会とする。
- ・特別な事由により休会の延長をする場合は、毎年前年の12月末日までに休会届を提出することにより、最大5年間まで延長を可能とする。
- ・協会の会計年度は1月～12月となっている。そのため、新年度に入って年度の途中で休会の届出を提出した場合も、休会期限は12月末日までとする。
- ・年会費の滞納がある場合は、必ず未納の年会費を納入後の休会とする。

2013年8月1日

2014年10月1日 改正